杉並区介護ロボット等導入経費
補助金交付要綱

平成28年３月25日
杉並第64029号

改正　平成31年４月１日杉並第34810号　令和４年３月10日杉並第63560号
令和６年３月27日杉並第70794号　令和６年10月28日杉並第42397号
令和７年10月１日杉並第35720号　令和８年10月１日杉並第37717号

（目的）

第１条　この要綱は、介護サービス事業に従事し、要援護者に対する介護を行う者（以下「介護従事者」という。）の負担軽減及び作業効率の向上を図るため、介護サービス事業者に対し、介護ロボット、掃除ロボット、配膳ロボット、又はコミュニケーションロボット（以下「介護ロボット等」という。）の導入に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第１条の２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）介護ロボット　次に掲げる要件を全て満たす介護機器をいう。

ア　日常生活支援における、移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果に資する介護機器であること。

イ　センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護機器又は経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」、「ロボット介護機器開発・標準化事業」若しくは「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」若しくは「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業（開発補助）」において採択された介護機器であること。

（２）掃除ロボット　あらかじめ定められたプログラムに基づき、直接の操作をすることなく掃除を行うことができる自走式の機器をいう。

（３）配膳ロボット　あらかじめ定められたプログラムに基づき、直接の操作を

することなく配膳を行うことができる自走式の機器をいう。

（４）コミュニケーションロボット　次に掲げる要件を全て満たす機器をいう。

ア　利用者の言語、顔及び存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達及び情報共有ができること。

イ　双方向の情報伝達によって高齢者等のコミュニケーションを活性化し、自立支援及び社会参加を促進するなど、日常生活の維持及び向上に資する機器であること。

２　前４号に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法（平成９年法律第123号）で使用する用語の例による。

（補助対象事業者）

第２条　補助対象事業者は、次に掲げる事業を区内で行う介護サービス事業者とする。

（１）　介護老人福祉施設

（２）　介護老人保健施設

（３）　認知症対応型共同生活介護

（４）　小規模多機能型居宅介護

（５）　看護小規模多機能型居宅介護

（６）　短期入所生活介護

（７）　特定施設入居者生活介護（老人福祉法（昭和38年法律133号）第20条の６に規定する軽費老人ホームにおける事業に限る。）

（補助対象事業）

第３条　補助対象事業は、前条に規定する補助対象事業者が、前条各号に規定する事業を行う区内の当該事業所に介護ロボット等を導入する事業とする。

（補助要件等）

第４条　前条に規定する補助対象事業において、導入する介護ロボット等は、次に掲げる要件を全て満たす場合に補助対象とする。

（１）　販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

（２）　介護ロボット等の導入時において、介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

（３）　介護ロボット等の導入に際し、サービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて、十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

２　介護サービス事業者は、前項第２号から第３号までに定める事項を、第７条第２号に規定する介護ロボット等導入計画書に付記するものとする。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、別表第１の対象経費欄に定めるとおりとする。

（補助金額等）

第６条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の総額と同表に規定する交付基準単価に別表第１に規定する単位を乗じ得た額とを比較して少ない方の額を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　介護ロボット（認知症生活支援・認知症ケア支援の場面において使用されるものに限る）、掃除ロボット、コミュニケーションロボットの導入にあたっては、別表第２に定める対象施設の区分に応じ、同表に定める台数を上限とした導入台数に、１台あたりの上限額を乗じた額を補助上限額とする。

３　補助金の総額は、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護ロボット等導入経費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

（１）　介護ロボット等経費所要額調書

（２）　介護ロボット等導入計画書

（３）　見積書の写し

（４）　その他区長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第８条　区長は、前条の交付申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは介護ロボット等導入経費補助金交付決定通知書（第２号様式）により、条件を付して申請者に通知する。

（事業実施のための契約手続）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業を行うために必要な契約を締結するときは、一般競争入札に付するなど、区が指定する契約手続に準拠して行うよう努めるものとする。

（補助内容変更の届出）

第10条　補助事業者は、次に掲げる事項に該当するときは区長宛てに届出を行い、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

（１）　補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）　補助事業の内容を変更しようとするとき。

（３）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（社会福祉法人の交付申請等）

第11条　第７条、第８条及び前条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けよう

とする社会福祉法人にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和57年杉並区条例第４号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和57年杉並区規則第25号）の例によるものとする。

（補助決定内容の変更）

第12条　区長は、補助金の交付決定後、事情の変更により特別の必要が生じた場合は、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができる。

２　前項の規定により、補助金の交付決定を変更する場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなったと認める場合に限る。

（事故報告）

第13条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長宛てに報告するものとする。

（補助事業の遂行）

第14条　区長は、前条及び第22条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行することを求めることができる。

２　区長は、補助事業者が前項に規定する求めに反するときは、補助事業者に対し補助事業の一時停止を求めることができる。

（是正のための措置）

第15条　区長は、補助金額の確定に係る調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に求めることができる。

（財産管理）

第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図るものとする。

（財産処分の制限）

第17条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、区長の承

認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならないものとする。

（財産処分による収入の取扱い）

第18条　区長は、補助事業者が区長の承認を受けて前条の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合は、この収入の全部又は一部の納付を求めることができる。

（関係書類の整備保管）

第19条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管するものとする。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前項の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管するものとする。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第20条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が、０円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定報告書（第３号様式）により、速やかに区長宛てに報告するものとする。

２　補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

３　区長は、第１項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の確定額を補助金返還相当額として全部又は一部の返還を求めることができる。

（寄附金収入等の制限）

第21条　補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないものとする。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

２　補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配当金の補助金の交付を受けてはならないものとする。

（実績報告）

第22条　補助事業者は、補助事業が完了したときは速やかに介護ロボット等導入経費補助事業実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長宛てに報告するものとする。ただし、補助事業の成果については、第28条に規定する使用

状況報告書において報告するものとする。

（１） 契約書又は発注書等の写し

（２） 納品書の写し

（３） 領収証の写し

（４） 当該介護ロボット等の写真

（補助金額の確定）

第23条　区長は、前条の規定による実績報告に基づき当該内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行った結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を確定し、介護ロボット等導入経費補助金確定通知書（第５号様式）により補助事業者に通知する。

（交付決定の取消し）

第24条　区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２） 補助金を他の用途に使用したとき。

（３） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（４） 補助事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

２　前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第25条　区長は、第10条の規定による変更承認（廃止の承認を含む。）を行うに当たり、補助金の交付額を減額する変更を決定した場合において、補助対象事業の当該変更に係る部分に関し、既に事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

２　区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

３　前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときも同様とする。

（補助金の交付請求）

第26条　補助事業者は、第23条の規定による確定通知を受けたときは、介護ロボット等導入経費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第６号様式）を区長宛てに提出するものとする。

（補助金の交付）

第27条　区長は、前条に規定する請求があったときは、補助事業者に補助金を交付する。

２　区長は、特に必要があると認めるときは、補助金を２回に分けて交付することができる。

（使用状況報告）

第28条　補助事業者は、介護サービス事業所において、当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化、職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、導入後、年度毎に３年間、介護ロボット等年度別使用状況報告書（第７号様式）に次に掲げる書類を添えて、翌年度の４月末日までに区長宛てに報告するものとする。

（１）　介護ロボット等使用状況報告書

（２）　その他区長が必要と認める書類

（違約加算金及び延滞金）

第29条　区長は、第24条第１項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、第25条第２項の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対してその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

２　区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第30条　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前条第１項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

２　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第31条　第29条第２項の規定により延滞金の納付を求めた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（委任）

第32条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉部高齢者担当部長が別に定める。

（補則）

第33条　この補助金の交付の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和2年杉並区規則第24号）に定めるところによる。

附　則

１　この要綱は、平成28年２月12日から適用する

２　この要綱は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。

３　この要綱の失効前に交付が決定された補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以降も、なおその効力を有する。

附　則（平成31年４月１日杉並第34810号）

この要綱は、平成31年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月10日杉並第63560号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月27日杉並第70794号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年10月28日杉並第42397号）

この要綱は、令和６年10月28日から施行する。

附　則（令和７年10月１日杉並第35720号）

この要綱は、令和７年10月１日から施行する。

附　則（令和８年10月１日杉並第37717号）

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

別表第１（第５条・第６条関係）

対象経費	交付基準単価	単位
（１）　介護ロボット等の購入費 （２）　購入機器の初期設定費	100万円	１事業所

付記

介護サービス事業者が１つの事業所において居宅サービス及び介護サービスの指定を両方受けている場合にあっては、当該事業所を1事業所としてこの表の「単位」欄を適用する。

別表第２（第６条関係）

対象施設	機器種別	補助上限台数	１台当たりの補助上限額
認知症対応型共同生活介護	・介護ロボット（認知症生活支援・認知症ケア支援の場面において使用されるものに限る） ・コミュニケーションロボット	１施設当たりいずれか１台まで	50万円
	掃除ロボット	１ユニット当たり１台まで	10万円
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 ケアハウス	・介護ロボット（認知症生活支援・認知症ケア支援の場面において使用されるものに限る） ・コミュニケーションロボット	１施設当たりいずれか１台まで	50万円
	掃除ロボット	定員10人毎に１台まで ※ただし、定員が10人に満たない場合は１台とし、短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能	10万円

		型居宅介護は宿泊可能定員数で換算する。	

様式　略